

		低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料(184の項)			低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料(185の項)				
添付	種別	184の項			185の項				
		住宅の戸数(戸) or 床面積(m ²)	番号	手数料額	番号	手数料額			
適合証等有	住宅	一戸建ての住宅		イ(1)(一)	4,300	イ(1)	左記の金額の2分の1		
		共同住宅等	1戸超～5戸以内	イ(1)(二)	8,600				
			5戸超～10戸以内	イ(1)(三)	14,000				
			10戸超～25戸以内	イ(1)(四)	24,000				
			25戸超～50戸以内	イ(1)(五)	41,000				
			50戸超～100戸以内	イ(1)(六)	73,000				
			100戸超～200戸以内	イ(1)(七)	117,000				
			200戸超～300戸以内	イ(1)(八)	147,000				
		300戸超～	イ(1)(九)	157,000					
		共用部分	～300m ² 以内	イ(2)(二)(イ)	8,600				
	300m ² 超～2,000m ² 以内		イ(2)(二)(ロ)	24,000					
	2,000m ² 超～5,000m ² 以内		イ(2)(二)(ハ)	73,000					
	5,000m ² 超～10,000m ² 以内		イ(2)(二)(ニ)	117,000					
	10,000m ² 超～25,000m ² 以内		イ(2)(二)(ホ)	147,000					
	25,000m ² 超～	イ(2)(二)(ヘ)	184,000						
	非住宅	工場等以外	～300m ² 以内	イ(2)(三)	8,600	イ(2)(三)(イ)及び(ロ)	既に認定を受けた部分は左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は左記の金額と同一		
			300m ² 超～2,000m ² 以内		24,000				
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内		73,000				
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内		117,000				
			10,000m ² 超～25,000m ² 以内		147,000				
25,000m ² 超～		184,000							
工場等		～300m ² 以内	イ(2)(四)	8,600					
		300m ² 超～2,000m ² 以内		24,000					
		2,000m ² 超～5,000m ² 以内		73,000					
		5,000m ² 超～10,000m ² 以内		117,000					
	10,000m ² 超～25,000m ² 以内	147,000							
25,000m ² 超～	184,000								
無	住宅	一戸建ての住宅		ロ(1)(一)	31,000	ロ(1)	左記の金額の2分の1		
		共同住宅等	1戸超～5戸以内	ロ(1)(二)	63,000				
			5戸超～10戸以内	ロ(1)(三)	89,000				
			10戸超～25戸以内	ロ(1)(四)	125,000				
			25戸超～50戸以内	ロ(1)(五)	180,000				
			50戸超～100戸以内	ロ(1)(六)	258,000				
			100戸超～200戸以内	ロ(1)(七)	350,000				
			200戸超～300戸以内	ロ(1)(八)	459,000				
		300戸超～	ロ(1)(九)	539,000					
	共用部分	～300m ² 以内	ロ(2)(二)(イ)	100,000					
		300m ² 超～2,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ロ)	165,000					
		2,000m ² 超～5,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ハ)	258,000					
		5,000m ² 超～10,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ニ)	331,000					
		10,000m ² 超～25,000m ² 以内	ロ(2)(二)(ホ)	396,000					
25,000m ² 超～	ロ(2)(二)(ヘ)	461,000							
非住宅	工場等以外	モデル建物法	～300m ² 以内	ロ(2)(三)(イ)(i)	83,000	ロ(2)(三)(イ)及び(ロ)	既に認定を受けた部分は左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は左記の金額と同一		
			300m ² 超～2,000m ² 以内	ロ(2)(三)(イ)(ii)	140,000				
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内	ロ(2)(三)(イ)(iii)	227,000				
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内	ロ(2)(三)(イ)(iv)	296,000				
			10,000m ² 超～25,000m ² 以内	ロ(2)(三)(イ)(v)	356,000				
			25,000m ² 超～	ロ(2)(三)(イ)(vi)	418,000				
			～300m ² 未満	ロ(2)(三)(ロ)(i)	121,000				
	工場等	モデル建物法以外	～300m ² 以内	ロ(2)(三)(ロ)(ii)	209,000				
			300m ² 超～2,000m ² 以内	ロ(2)(三)(ロ)(iii)	338,000				
			2,000m ² 超～5,000m ² 以内	ロ(2)(三)(ロ)(iv)	483,000				
			5,000m ² 超～10,000m ² 以内	ロ(2)(三)(ロ)(v)	595,000				
			10,000m ² 超～25,000m ² 以内	ロ(2)(三)(ロ)(vi)	704,000				
			25,000m ² 超～	ロ(2)(三)(ロ)(vii)	803,000				
			工場等	モデル建物法	～300m ² 以内			ロ(2)(四)(イ)	83,000
					300m ² 超～2,000m ² 以内				140,000
2,000m ² 超～5,000m ² 以内	227,000								
5,000m ² 超～10,000m ² 以内	296,000								
10,000m ² 超～25,000m ² 以内	356,000								
25,000m ² 超～	418,000								
～300m ² 未満	ロ(2)(四)(ロ)	100,000							
300m ² 超～2,000m ² 以内		165,000							
2,000m ² 超～5,000m ² 以内		258,000							
5,000m ² 超～10,000m ² 以内		331,000							
10,000m ² 超～25,000m ² 以内		396,000							
25,000m ² 超～		461,000							

備考
 ○法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第二第二号の金額を加算することになります。
 ○「適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関の業務を行うものに限る。)が作成した技術的審査適合証、又は設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に限る。)の写しをいう。